第１０期　決算公告

平成21年6月30日

愛知県常滑市鯉江本町5丁目1番地
株式会社　ＰＬＵＭＳＩＴＥ
取締役社長　松本　大司

貸 借 対 照 表

平成21年3月31日　現在　　単位：千円

資産の部		負債の部	
科　目	金　額	科　目	金　額
流動資産	242,716	流動負債	17,908
普通預金	356	未払金	2,991
未収金	126	未払法人税等	10,360
立替金	240,589	未払事業税	2,829
繰延税金資産	1,644	預り金	27
		未払消費税	1,699
		負債合計	17,908
固定資産	705	純資産の部	
無形固定資産	587	株主資本	225,513
ソフトウエア	587	資本金	50,000
その他無形固定資産	117	利益剰余金	175,513
		その他利益剰余金	175,513
		繰越利益剰余金	175,513
		(うち当期純利益)	(32,003)
		純資産合計	225,513
資産合計	243,422	負債及び純資産合計	243,422

(注)
記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

Ⅰ．重要な会計方針に係る事項

１．固定資産の減価償却方法
無形固定資産（リース資産を除く）
法人税法の規定に基づく定額法を採用しております。
なお、自社使用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）にもとづいております。

２．リース取引の処理方法
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。なお、リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日)(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

３．消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は税抜方式を採用しております。

４．税効果会計の適用
法人税、住民税及び事業税について税効果会計を適用しております。
なお、繰延税金資産又は繰延税金負債の計算にあたり適用した法定実効税率は41.24%であります。

５．会計方針の変更
(棚卸資産の評価に関する会計基準)
通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として総平均法による原価法によっておりましたが、当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分）が適用されたことに伴い、主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。
なお、これによる損益に与える影響はありません。

(リース取引に関する会計基準)
所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会　会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。
なお、これによる損益に与える影響はありません。

（追加情報）
(有形固定資産の耐用年数の変更)
法人税法の改正に伴い、機械装置の耐用年数の見直しを行った結果、当事業年度より改正後の法人税法に基づく耐用年数に変更いたしました。なお、これによる損益に与える影響はありません。